

乾めん類の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、乾めん類の日本農林規格（昭和61年6月9日農林水産省告示第911号）で定める乾めん類のうち、栃木県内で生産された小麦又はそば等を主原料として、県内で製造される「乾めん類」に適用する。

(定義)

第2 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
乾めん類	次に掲げるものをいう。 1 小麦粉又はそば粉に食塩、やまのいも、抹茶、卵等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの 2 1に調味料、やくみ等を添付したもの
干しそば	乾めん類のうち、そば粉を使用したものをいう。
干しめん	乾めん類のうち、干しそば以外のものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 乾めん類の品質及び表示の基準は、「食品表示法」（平成25年6月28日法律第70号）の食品表示基準及び乾めん類の日本農林規格の品質基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区分		基準
品質	原材料 食品添加物以外の原材料	1 使用する小麦粉、そば粉等は、栃木県産の小麦、そば等で生産されたものであること。 2 干しそばに使用する小麦粉の灰分は0.8%以下のものであること。 3 干しめんを使用する小麦粉の灰分は0.4%以下のものであること。

(関係法令の遵守)

第4 乾めん類の製造、表示にあたっては、第3の定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成13年 6月29日から適用する。

この基準は、平成14年 8月12日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。